**平成２２年（フ）第１４０３５号**
東京都国分寺市本町２丁目３―13―403
債務者　伊藤　賀子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０３６号**
東京都足立区島根４丁目36―５―108
債務者　広原　辰哉
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０３７号**
東京都板橋区熊野町30―１
債務者　岩間眞理子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０４５号**
埼玉県上尾市大字上尾宿2162―２　エクセランシィティⅡ105
債務者　渡邊　忠雄
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０４６号**
東京都品川区西品川３丁目１―16―103
債務者　佐藤　　伸（旧姓梶川）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０４７号**
東京都足立区綾瀬２丁目11―４―202
債務者　齋藤　友美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０５５号**
埼玉県久喜市上内478　わし宮団地１街区７棟205
債務者　湯田あけみ
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０６１号**
東京都三鷹市牟礼２丁目16―10
債務者　三和　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０６４号**
東京都板橋区幸町５―14―202
債務者　長谷川英里
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０６５号**
東京都新宿区高田馬場３丁目42―１―104
債務者　武子　英子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０６６号**
東京都杉並区下井草３丁目３―11
債務者　浦野　定子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０６７号**
埼玉県川口市芝新町８―10―504
債務者　綿貫　優子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０６９号**
東京都西東京市新町１丁目４―１―505
債務者　木下真由美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０７０号**
埼玉県さいたま市西区大字佐知川1504―１　クロスコーポＡ101
債務者　酒井　政人
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０７３号**
埼玉県朝霞市本町２丁目４―42―201
債務者　海野　光司
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部